

# 平成30年度第1回北海道入札監視委員会 開催結果

日時 平成30年7月25日(水) 15:30～  
場所 道庁7階 農政部第1中会議室

(委員会次第)

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 報告事項
  - (1) 平成29年度入札契約執行状況(平成30年3月末現在)
  - (2) 談合情報対応状況について(非公開)
  - (3) その他報告事項
- 4 議事
  - (1) 平成30年度北海道入札監視委員会活動計画について
- 5 閉 会

平成30年度 第1回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	八幡 雄治
委員	池田 聡一郎
委員	蟹江 俊仁
委員	相馬 仁美
委員	吉原 美智世

※五十音順、敬称略

関係各部署出席者

所 属	職	氏 名
農政部農村振興局事業調整課	課 長	須藤 正之
〃	主 幹	高橋 慎哉
〃	主 査	奈良 充
	主 査	成澤 和宏
水産林務部総務課	課 長	黒澤 政之
〃	主 幹	山崎 康裕
〃	主 査	藤間 秀人
建設部建設政策局建設管理課	課 長	田中 利昭
〃	主 幹	佐竹 英二
〃	主 幹	多羽田 元己
〃	主 査	工藤 利忠
〃	主 査	齋藤 豊
〃	技術管理担当課長	坂野 伸治
〃	主 幹	栗田 雅彦
〃	主 査	二又 秀明
建設部建築局計画管理課	課 長	細谷 俊人
〃	主 幹	早坂 隆志
〃	主 査	小屋松 久幸
出納局財務指導課	課 長	稲場 雅邦
〃	主 幹	阿保 恵一

事務局

所 属	職	氏 名
総務部	次長兼行政改革局長	古屋 義則
総務部行政改革局行政改革課	課 長	田辺 きよみ

//	主 幹	上 野 淳
//	主 査	新 名 政 宏
//	主 任	石 川 恵

## 平成30年度第1回北海道入札監視委員会議事録

### 1 開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第1回北海道入札監視委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、総務部次長兼行政改革局長 古屋よりご挨拶申し上げます。

### 2 挨拶

(次長兼行政改革局長)

入札監視委員会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき感謝申し上げます。

また、日頃、道行政の推進にあたり、ご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

昨年末以降、公共事業に係る入札契約に係り、話題となりました契約締結後の設計変更の運用に関しまして、昨年度、入札監視委員会において質疑もございましたが、この件に関しまして、改めて道における設計変更の運用状況について、ご報告させていただきます。

2つ目としまして、落札者が契約締結前に指定停止となった場合の取り扱いに関する話題がございました。具体例を申し上げますと、道の発注工事に係る落札業者が入札談合事件で逮捕され、このことを受け指名停止処分となったところでございますが、道との仮契約書の契約解除条項に該当しないとのことから、当該落札業者と本契約を締結するとの事例がございました。

この取り扱いについては、道議会でも議論されまして道庁内部で検討した結果、落札業者が契約締結前に指定停止処分を受けた場合は、仮契約を解除する又は契約を締結しない。との取り扱いに変更したところでございます。

この件についても、後ほど詳しくご報告させていただく予定となっております。

道としましては、今後とも公共事業の執行における、透明性の確保に努めて参る考えでございますことから、委員の皆様におかれましてはご指導を賜りますようお願いいたします。

(事務局)

それでは、この後の議事進行は八幡委員長にお願い申し上げます。

(八幡委員長)

それでは、次第の「3 報告事項」に入りますが、2番目の談合情報対応状況の報告につきましては、非公開によって行いますことから、次第「4 議事」の平成30年度北海道入札監視委員会活動計画が終了した後に、報告いただくことといたします。

### 3 報告事項

(1) 平成29年度入札契約執行状況（平成30年3月末）について

(八幡委員長)

それでは、議事報告「平成29年度の入札契約執行状況」について、説明願います。

(事務局)

資料1-1に基づき説明

(八幡委員長)

私から何点が質問させていただきます。

1ページ目、一般競争入札の割合が発注3部で前年比2.5ポイント上昇しており、とりわけ、土木が3.5ポイントも上昇しておりますが要因としては、どのようなものがあるとお考えでしょうか。

(建設部)

平成29年度につきましては、工事規模が比較的大きかったというところがございます、そうしたことが、指名競争入札によらない一般競争入札の割合が増加したものと考えています。データでみますと、いわゆる上位等級であります、A及びBクラスの工事が約900件あったのに対して、平成28年度は約800件でしたので15%程度増加しております、工事が大型化したところが一因ではないかと考えております。

(八幡委員長)

1ページ目から2ページ目の落札率について、発注3部工事全体で平均落札率が前年比0.7ポイント上昇している。平均落札率でみますと、27年度、28年度までは93%台でとどまっていたところ、今回94.5%と上昇して、26年度並みになったということでございますがこの要因はどのようなものが考えられますか。

(事務局)

平成29年度の平均落札率の上昇について考えられる主なものにつきましては、災害工事などそういったものがかなり増えたということがありまして、それに伴いまして、資材費や人件費等、工事に内在している経費が高騰しておりまして、それに起因しまして、落札率が上がったという風に考えているところでございます。

(八幡委員長)

10ページ目の年間発注額と件数について、発注額が前年比109%と上昇しているのに対し、件数は前年比89.1%と減少していますが、こちらの主な要因はどのようなことを考えておられますか。

(事務局)

こちらの主な要因としましては、平成29年度は工事の件数が、道以外の発注の工事もかなり増えておりまして、そういったことに起因して不調、不落という形で落札業者が見つからないという状況が多々ございまして、それに対応するために、工事のロットをある程度大きくしまして、必要な工事をする規模を大きくして、数少ない受注可能業者にそれに対応していただくという対応を取ったという、予定価格ベースになります、発注金額は増えたが件数は減っている、一つ

一つの工事の予定価格が大きくなっているのが原因だと考えております。

(八幡委員長)

私からは以上ですが、他の委員の方でなにかご質問はありますか。

(池田委員)

12ページに、十勝総合振興局のデータがあり、同価落札率が、28年度40.9%から、29年度は12%まで、30%弱落ちているんですね。かなり大幅だと思うのですが、こちらの同価落札率の大幅な低下の理由は何かありますでしょうか。

(農政部)

先程も、落札率の上昇の要因の際に説明がありましたが、十勝総合振興局の同価落札率の減少につきましては、災害復旧などの公共工事が増加しまして、資材費や人件費が高騰したことが要因となっていると考えております。

(八幡委員長)

その他ありませんでしょうか。

ないようですので、次に、報告事項の3番目「その他報告事項」について、事務局から説明願います。

(3) その他報告事項について

(事務局)

資料3-1に基づき説明

(八幡委員長)

内規を超えるものが4件あったということですが、内規を超えたということは、内規違反であったと考えてよろしいですか。

(建設部)

はい。内規違反していたということです。

(八幡委員長)

この4件の内規を超えた理由というのは、同じ理由でしょうか。

(建設部)

本来であれば拡大設計変更の部分だけで5割を判断しなければならないところ、通常の設計変更も合わせて行っておりまして、そちらの方で減額の変更がございました。混同して扱ってしまったため、内規の率を超えてしまったものです。

(八幡委員長)

設計変更を行う時には、上司も決裁という形で書面等を見ていると思いますが、何人か決裁を見ていて、みなさんが内規を超えているということに気がつかなかったとことでしょうか。

(建設部)

はい。先程も申し上げましたが、設計変更が拡大部分と通常部分が合わさった事務処理を行っていたため、気づかずに決裁が行われてしまったということです。

(八幡委員長)

設計変更についての内規の理解の仕方が悪かったということでもよろしいでしょうか。

(建設部)

はい。

(八幡委員長)

室蘭建設管理部が多いが、誰か一人が間違えたということでもないのでしょうか。

(建設部)

はい。出張所が違っておりますので、同じ者が間違えたということではありません。たまたま、室蘭建設管理部で3件発生したものです。

(八幡委員長)

では、別々の担当者が別々の決裁を受けて間違ってしまったということですか。

(建設部)

はい。

(八幡委員長)

再発防止策なんですが、チェックシートを活用されるということなんですが、このチェックシートはどのようなタイミングで誰がチェックすることになるのでしょうか。

(建設部)

担当者が、設計変更を上申する際に、まず自分で拡大変更額と通常変更額を分けて記入し、率を超えていないかをチェックするようにしました。

(八幡委員長)

それが決裁時にも回るということでしょうか。

(建設部)

はい。そうです。

(八幡委員長)

その他、委員の方からご質問はありますか。

(池田委員)

今回、この資料を拝見して少し驚いたのですが、2ページ目のデータの中で、平成29年度完了件数が3,776件あり、3,422件が設計変更を行っており、その内、増額変更が2,892件もあり、完了件数に対しての割合が76.6%に上る。入札して、入札額が仮に確定して

も、その当初の入札額を超える金額で契約されているということですよ。増額が76.6%、そうすると増額が適切かどうかというチェックが非常に大事になると思います。そのチェックが適切でないと入札制度自体、意義が薄まるという風に思うのですが、そのチェック体制について、具体的にどのようなチェックをされているのかざっくりでいいので教えていただきたいのですが。

(建設部)

当初の発注を行うにあたって、見積額を算定するため設計書というものを作って入札を行うわけですが、設計変更につきましても、工事監督員と、請負業者の方でどのような協議がなされているか、それに基づいた変更なのか、またその積算につきましても、基準に照らし合わせて、適切かどうか、そのようなチェックをしています。

(池田委員)

1ページ目の拡大設計変更に係る内規に設計変更には、通常と拡大の2通りがあります。拡大は、入札の対象の工事を大きくする拡大設計変更に関するものと、そもそも想定していなかった作業が追加になったから設計変更しますという2通りあるということですが、どちらにしても増額するというところで3割以下の場合には、例えば、部長の処理ですよとか、3割から100%については、副局長までいくとかそういった具体的な決裁権限の表というのは何かあるんでしょうか。

(建設部)

支出負担行為額によって、決裁権者が決まっております、副局長や建設管理部長兼建設行政室長が決裁権者となっております。

(池田委員)

決裁するのはその一人ではないですよ。部長だけとか、副局長だけとかではなくて、専門家の目も通って、最終的に責任を取るとき副局長とかの目に入るという風に考えていいですか。

(事務局)

はい。

(池田委員)

先程の内規違反が4件ありましたが、それもやはり現場の人の目は通ったんですよ。

(事務局)

そうですね。同じルートを通っています。

(池田委員)

通常の設計変更と拡大設計変更が別個に記載されていなかったから見落とされてしまったということですよ。今後、分けて記載すればそこは大丈夫だということですよ。

(建設部)

そういう風になります。

(相馬委員)

チェックするとき、システムの方の変更でそもそも内規に違反するよとかエラーが出るとかっていうのはコストがかかりすぎてしまうんでしょうか。人的ではなく機械的にチェックを行うのは難しいのでしょうか。

(建設部)

今のシステムではそういう風になっていないのが現実で、対応策の部分で書かせていただいておりますが、入力する欄を設けまして、別の人の目も通るようにしております。システム的には中々お金もかかってしまうので、すぐにはできないというのがありまして、今回、きちんと分けることさえすれば、このような間違いが起こらないということを考えまして、このような対応策としました。

(相馬委員)

拡大の理由に30%を超える件数が33件、うち内規を超えている件数が4件。そう考えると4件で収まっているように感じますが、これはたまたま収まったのか、それともきちんとチェック機能が働いて、4件しか出てこなかったのか、ということまではわからないんですね。

他の設計変更については、きちんとチェック機能が働いて内規を超えなかったということですか。それとも、たまたま内規を超えなかったということですか。

(建設部)

拡大変更は、いわゆる事業の進捗というのも目的としておりますので、3割ですとか内規の部分意識しております。たまたま、4件だけはみ出してしまったということなんです。

(蟹江委員)

今のお話は大事ですが、私は見方が2つあって、相馬委員がおっしゃるようにチェックの体制がきちんとできているかというのは、システムとして極めて大事な部分ですよ、それはいろんな目できちんとルール通りに確認するシステムは必要だということの一つの結論だと思うんですが、池田委員がおっしゃった部分については、また違う考え方もあるような気がしているんです。

例えば、普通の拡大じゃない設計変更というのは、当初予定している条件、自然条件と違う、施工条件が、天候の問題とかで予定どおりできない可能性がある。それを的確に予想することが出来れば、それは望ましいですが、どちらにぶれた方が安くていいものができるかという発想でいくと、少し抑えめ。高め高めの設計書になると安全側で行けば、そのままの価格で行きますよね。微妙だとしたら、少し価格を抑え目にしておいて、実際の現場を見ながら適切に増やしていく方が必要な機能を的確に作れるという考え方もあると思うんです。なので、池田先生がおっしゃった、バランスを超える方が多いのだろうというのは、逆にそこを真ん中に持って行くと過剰設計のものを沢山つくることにも成りかねるのではないかと、業者の側としたら、安心して安全なものを作れるのであれば高い金額は大歓迎ですけど、微妙なところは低めに抑えておいてその都度現場の状況を見ながら補正する方が、もしかしたら安くて良いものができるという発想もあるのではと思います。

だから、この数字だけでは一概には言えないのかと。私自身はチェックの機能は全員で共有できるような、明文化したもので、多数の目できちんとチェックすることが必要であるということでは間違いなく、設計の思想の部分では今はバランスが適切かどうかというのは、私も概念でしか言っていないので、そういう見方もあるのかなあ、と、このくらいのバランスが妥当かどうかというのは、現場をよくご存知の方にも引き続きご検討いただきたいと思います。思想として少

し安めにするというのもありかと思えます。その代わりボーリングもたくさんして、現場の状況もわかったから、適切に上方修正しますという方が、丁度いいものが的確な価格でできるような気がします。

(八幡委員長)

参考となるご意見がありましたけれど、一部内規を超えた設計変更があったという部分がございますから、今後は再発防止策をしっかりと実施していただいて、確実に実行していただきたいと思えます。

その他、意見ございませんか。

それでは、次の報告をお願いします。

(出納局)

資料4に基づき説明

(八幡委員長)

それでは、私の方から何点が質問させていただきます。

今回は、契約相手としてはならない対象を、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合の3つに絞られているようですが、他にも指名停止を受けるとするのは沢山あって、建設業法違反、契約違反、虚偽記載など、色々な指名停止の要件があると思いますが、それらはどうして今回含まれなかったんでしょうか。

(出納局)

正確には、その他の要件についても、重大性や悪質性といった観点から社会的影響が大きいと判断するものについては、個別に事案を判断し、知事が認める場合は、やはり、契約の締結をしないこととすべきだとかそういうものに該当させるという規定を設けておりますので、そのような形で拾い上げるような作りにはしております。

(八幡委員長)

贈賄や、独占禁止法違反などは、それをやっただけで、悪質だと、社会的影響も大だとそういう風に判断しているということですか。

(出納局)

はい。入札契約制度の根幹を揺るがす指名停止要件に該当するという風に考えているところです。

(八幡委員長)

今言われた、事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きい停止要件に該当すると知事が認める場合というのは、例えばどういうことを想定されて作られているのでしょうか。

(出納局)

先程の説明のなかで申し上げましたが、色々な案件が対象になっておりますし、一律にこういう場合は、社会的な影響が大きいということは中々困難なものですから、事案毎にその都度、判断させていただきたいと風に考えたところです。

(八幡委員長)

とくに具体例が思い浮かぶということでもないんですね。

(出納局)

はい。

(八幡委員長)

今回の改正というのは、リニア関連工事の談合による事業者役員逮捕事案を踏まえての改正ということでしょうか。

(出納局)

談合により役員などが逮捕された場合に、他府県等でも事業者と締結していた仮契約を解除した事例がございましたので、また、そのような措置をすでに講じている他府県があることがわかりましたので、そういった議会の議論も踏まえて、あるいは他府県の状況も踏まえて要領の改正に至ったということでございます。

(八幡委員長)

そういう規定を設けていた他府県というのは、どれくらいあるのでしょうか。

(出納局)

調査した当時、北海道の他に32ございました。

(八幡委員長)

32府県で、すでに契約を解除できる、契約を締結しないという規定があったということですか。

(出納局)

はい。

(八幡委員長)

では、北海道はかなり遅れていたということですか。

(出納局)

そういう意味では、北海道はそういう取扱いを措置していなかったということは反省しているところではあります。

(八幡委員長)

その他、委員のみなさま何かありますか。

それでは、次に、議事の平成30年度北海道入札監視委員会活動計画について、事務局から説明をお願いします。

#### 4 議事 平成30年度北海道入札監視委員会活動計画について

(事務局)  
資料5に基づき説明

(八幡委員長)  
何かご質問等がありますか。

昨年並みの活動計画となりますが、よろしいですね。

活動計画については、事務局案のとおりで了承いたしました。

それでは、ただいまの活動計画にございましたが、第2回の委員会におきまして抽出審議を行うこととなっております。抽出審議を行うためには、北海道入札監視委員会運営要領の第8の規定に基づき、委員会において指名した委員が、案件の抽出を行うこととなっております。その委員に池田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で議事の方は終わらせていただきます。

(事務局)  
この後報告いたします「談合情報対応状況」につきましては、報告内容に特定の企業及び個人名が含まれます。

報告内容の性質及び近年の個人情報などの情報管理の徹底などの情勢を鑑み、昨年度より非公開とさせていただいたところでございます。

趣旨をご理解いただき、委員並びに関係部局を除き、ご退席いただけますよう、よろしくお願いいたします。

#### 5 報告事項 談合情報対応状況について

(八幡委員長)  
それでは、報告事項の2番目、談合情報対応状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)  
資料2に基づき説明

(八幡委員長)  
最初の談合情報のありました岩内洞爺線局改工事雪崩対応検討について、難しい業務ではないとの言葉がありましたが、具体的にどのような業務なのでしょう。

(事務局)  
こちらは、岩内町から洞爺湖町を結ぶ道道があり、こちらが冬場は通行止めになってしまうが、その通行止めを解除するにあたって雪崩の危険性がないかを現地において確認する業務です。

(八幡委員長)

雪崩の危険性があるかないかを確認すればいいという業務ということですね。

(事務局)

そうです。

(八幡委員長)

入札結果では、談合情報のあった〇〇さんの入札が無効となっていますが、これはどのような理由でしょうか。

(事務局)

道で入札を行う際には、入札書と内訳書を提出していただくことになるのですが、その内訳書が、入札額に対してその内訳がどういう積み上げでどういう内容でこの金額になったのかというものでして、その内訳書には、記名押印が必須となっております。〇〇さんが提出した内訳書には押印がなく、無効になり、無効の内訳書を提出した入札書自体が無効という扱いになったということでございます。

(八幡委員長)

押印をわざと忘れてしまったということではないでしょうか。

(事務局)

そこまでは確認できておりませんが、事実としてなかったということで無効となっております。

(八幡委員長)

もう一つ、〇〇という会社も無効になっているが、これも同じような理由でしょうか。

(事務局)

無効になるにも色々な理由がありまして、一概に内訳書だけで無効になるわけではないので、わかりません。

(八幡委員長)

こちらの雪崩対応検討の業務、この件について、委員の方からご質問ありますか。

2つ目の、雨煙別川広域河川改修工事用地測量について、調査を行わなかった理由を教えてください。

(事務局)

資料の最終ページに、談合情報対応手続きの制定についてという資料を添付しており、道の対応する談合情報の手続きについて書かれておりますので、これに基づいて説明をさせていただきます。

まず、別紙談合情報対応手続きについての第1の1の(4)をご覧ください。調査基準等と書いてありますが、ここに該当する場合は、基本的に調査の対象となりますよという規程になるんですが、今回の情報につきましては、匿名の電話による談合情報ということだったんですが、匿名の場合につきましては、(4)のアの(ウ)情報提供者が匿名の場合というところがあります。

情報提供者が匿名の場合にあっては、落札予定者を含むもの、又は、次のいずれかの事項の2つ以上を含むもの、次の事項というのが、落札予定金額、談合に關与したとされる業者名、談合が行われた日時及び場所。こちらが含まれていた場合については、調査の対象となるんですが、今回は聞き取れなかった部分がありまして、そこにつきましては、広域河川改修工事用地測量であろうと、特定できたんですが、それ以外の具体的ななどが落札しますとか、落札額がいくらですとか、そういった情報がなかったの、調査基準に合致しないという判断で調査をしなかったというような結論でございます。

(八幡委員長)

委員のみなさんからご質問あれば、お願いします。

(蟹江委員)

12ページ、談合情報で、14者の結果が一覧で出てますよね。その見方なんです、落札者が〇〇で、落札率が94.3%です。それで左側に最低制限価格が2253ですね、225万。これだと何%になるんでしょうか。もしかすると、消費税などを乗せるのかとかがわからないのですが。概ね他の会社を見ても大体、250万位、94.3%は、ぎりぎりの底を狙っているのかなと思うのですが。それで落札しているんですかね。少し余裕代があってなのか、そこを知らなかったのですが。

実は〇〇さんも、これよりももっと低い数字で、ぴったりぎりぎりのところに入れていたとなれば、それは分かりませんね、という話もあるのかなあ、と思ったのですが。

これだと、無効になってしまっているの、わからないですよ。94.3%というのは、最低制限価格からどれくらい余裕代があるのか。

無効になったが〇〇さんの数字は、実はこれよりも安くてピタピタだったのかということ。無効だったから入札結果に影響はないが、談合があったのかなかったのかという決定打にもならないがそういうことがあった目安になるのかということを知りたいなと思いました。

(事務局)

今おっしゃられました、最低制限価格なんです、12ページに予定価格と入札書比較価格というのがありまして、その下に最低制限価格、入札書比較価格があり、この入札書比較価格というのは、最低制限価格と入札書を比較する金額になるんですが、最低制限価格の入札比較価格が208万6413円になっています。なので、今回の250万円の入札となっておりますので、そこには、少し開きがあります。

逆に予定価格が265万円なので、落札率としては、94.5%、

(蟹江委員)

265万円分の250いくつ万円、だと94.3%で、それで、一番下を突こうと思えば、208万6413円÷260何万ということですね。

(事務局)

そうです。

(蟹江委員)

そうだとすると。数字は見えないが、〇〇さんはどれくらいだったのか、飛び抜けてこれに近

かったと言うことはないですよ、というのが知りたいですね。突然7者から14者になって、慌てて出したから判子を押し損ねたかもしれませんし。他に比べて〇〇さんがどれほど突出しているのか、横並びでたまたま外しただけなのか、そのくらいの事は知りたいかな、と思いました。

(八幡委員長)

それは、今となっては分からないということでしょうか。

(蟹江委員)

無効になった時点で記録も残らないのでしょうか。

(建設部)

入札の形として、無効となった入札価格は参考にはならないと考えています。

(蟹江委員)

それはわかりますが、記録さえ残さないのか。

(建設部)

投函された入札書については金額の記載はあるものの無効と記載され残っています。

(蟹江委員)

それを知りたいですが。

(事務局)

今手元にないので、後ほどということでお願います。

(八幡委員長)

あとはよろしいでしょうか。

(池田委員)

二つ目の方の案件で、質問なんですが、こちらは今月に入ってから案件ですよ。その2その3は昨日入札があったということですよ。入札直後で情報としてまだ届いてないのかもしれないですが、落札率や落札者が全部同じだったかとか、そういった怪しい動きはなかったですか。

(事務局)

続報が入る可能性もあったので、更なる談合情報があった場合については、すぐに報告するようには発注部には連絡していたところですが、入札結果については我々の方で把握していないのでこれについても後ほど報告をさせていただきたいと思います。

(建設部)

入札金額までは把握していないのですが、その1からその3は違う業者が落札しております。

(八幡委員長)

他になにかありませんか。

以上で本日の委員会は終了しますが、事務局の方から何かありませんか。

(事務局)

本日、決定いただきましたとおり、第2回委員会は12月から1月の間に実施する方向で、別途、日程調整等をさせていただきます。また、10月中旬以降に実施します現地調査につきましても、調査箇所を選定等、ご相談させていただきたいことでもありますので、事務局で関係資料を作成の上、後日ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(八幡委員長)

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。